

「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく  
手取川流域の減災に係る取組方針  
(案)

平成２８年８月３１日(水)

手取川・梯川大規模氾濫に関する減災対策協議会

## 1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部は堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長期間の浸水が発生した。また、これらに避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、この答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、平成 32 年度を目途に水防災意識社会を再構築する取組を行うこととし、各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

手取川流域では、この「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づき、地域住民の安全安心を担う沿川 5 市（小松市、白山市、能美市、野々市市、川北町）、石川県、金沢地方气象台、北陸地方整備局金沢河川国道事務所で構成される「手取川・梯川大規模氾濫に関する減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を平成 28 年 5 月 9 日に設立した。

本協議会では、手取川の地形的特徴や被害状況、現状の取組状況の共有を図るとともに、主な水防災上の課題として以下を抽出した。

- 1) 手取川は、その源を白山に発する全国屈指の急流河川であり、洪水流のもつエネルギーは極めて大きく、河岸侵食や洗掘により堤防の決壊に至るおそれがある。
- 2) 洪水時においては、砂州の急激な発達により川の流れが変化して、河岸への水あたりの強い箇所が変動するため、河岸侵食等に伴う堤防の決壊箇所を予測することは困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有するため、氾濫流の流れが速く、短時間で広範囲に拡散し、避難時間の確保が難しい。また、左岸は扇状地から低平地に至る地形で、低平地では、決壊地点から離れており浸水危機を察知しにくい一方で、浸

水深が深く、長期湛水となる。

- 4) 堤防やダムなどの施設整備の進捗と相まって、昭和9年以降は洪水氾濫が発生しておらず、地域住民の意識面に、施設への過剰な安心感が生じていることが危惧される。
- 5) 洪水浸水想定区域内には、白山市、小松市をはじめとした市街地が形成されており、扇状地では国道8号などの基幹交通や緊急輸送道路が短時間で浸水し、低平地では浸水の長期化により、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

このような課題に対し、本協議会においては、「手取川の大規模水害に対し、氾濫流の流速が早く、拡散しやすい地形特性を踏まえ、①情報提供等により、出水時には住民自らがリスクを察知して、『迅速・確実な避難』の態勢を構築する。②関係機関の連携のもと、ハード及びソフト対策への取り組みを進め、『社会経済被害の最小化』を図る」ことを目標と定め、平成32年度までに各構成員が連携して取り組み、水防災意識社会の再構築を行うこととして、手取川の減災に関わる地域の取組方針（以下「取組方針」という。）をとりまとめた。

今後、本協議会の各構成員は、取組方針に基づき連携して減災対策に取り組み、毎年出水期前に本協議会を開催し、進捗状況を定期的に確認するなどフォローアップを行うこととする。

## 2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおりである。

参加機関	構成員
小 松 市	市 長
白 山 市	市 長
能 美 市	市 長
野 々 市 市	市 長
川 北 町	町 長
石川県 土木部 河川課	課 長
〃 危機管理監室 危機対策課	課 長
金沢地方気象台	台 長
北陸地方整備局 金沢河川国道事務所	所 長
<オブザーバー>	
金 沢 市	
加 賀 市	
石川県 農林水産部 農業基盤課	
〃 〃 森林管理課	
〃 〃 水産課	
〃 南加賀農林総合事務所	
〃 石川農林総合事務所	
〃 南加賀土木総合事務所	
〃 石川土木総合事務所	
北陸電力(株) 石川支店 手取電力部	
電源開発(株) 九頭竜電力所 (手取川事務所)	
西日本旅客鉄道(株) 金沢支社 金沢保線区	
中日本高速道路(株) 金沢支社 金沢保全・サービスセンター	
陸上自衛隊 第十四普通科連隊第二科	

### 3. 手取川の概要と主な課題

#### (1) 流域・地形の特徴

##### ①流域の特性

手取川は、その源を白山（標高2,702m）に発し、尾添川、大日川等の支川を合流しながら白山市鶴来大国町付近に至り、これより山間部を離れ石川県の誇る穀倉地帯である加賀平野を西流し、白山市湊町付近にて日本海に注ぐ、幹川流路延長72km、流域面積809km<sup>2</sup>の一級河川である。

流域の気候は、上、中流域の山地部と下流域の平野部に大別され、気候は日本海型気候に属しており、過去30年の年平均降水量は山地部で約2,900mm、平野部で約2,300mmと多雨であり、また、日本有数の豪雪地帯でもある。

手取川は度重なる洪水氾濫により多くの人命、財産を失った歴史もあり、大自然との共存が地域住民の重要な課題であったことから、住民の日常生活と手取川は密接な関わりをもち、独自の風土が育まれてきた。

現在、手取川扇状地は石川県を代表する穀倉地帯であるとともに、豊富な地下水を活用した先端産業等の企業立地が進んでいる他、一般国道8号、北陸自動車道、JR北陸本線等の重要な交通幹線や、石川県の人口の約8割に給水する上水道をはじめとするライフラインが横断するなど、経済、社会面での重要な基盤をなしている。また、上流域も含め、豊かな自然や史跡、名勝等も多いことから、文化面でも重要な役割を果たしている。

##### ②洪水・氾濫の特性

手取川は河口から水源までの平均河床勾配が1/27と急流河川であり、洪水時には上流域から下流域へ高速流が一気に流下し、洪水流が持つエネルギーは極めて大きいことから、交互砂州の移動等により河岸侵食が著しく、侵食位置を予測することは極めて難しい。

また、扇状地河道の一部区間では河床が堤内地盤より高い天井川区間も存在している。

手取川扇状地の地形は、手取川の右岸側から左岸側に向かって低くなる地形となっている。また、手取川の下流部は丘陵が形成されており、丘陵の手前（手取川の河口から1k付近）が最も低い地形となっている。

洪水時にひとたび堤防が決壊すると、氾濫流(はんらんりゅう)は手取川下流部や扇状地の末端まで拡大するとともに、末端部では長期に渡って浸水が継続する危険性を含んでいる。

このような洪水の特徴がある中で、堤防やダムなどの施設整備の進捗と相まって、昭和9年以降は洪水氾濫が発生しておらず、洪水氾濫に対する地域住民の意識の低下が、住民らの避難行動の遅延を招くおそれがある。

## (2) 過去の被害状況と河川改修の状況

### ①過去の被害

昭和9年7月11日では、活発な梅雨前線の移動により、新潟から福井にかけて記録的な豪雨となり、手取川では大氾濫となった。被害状況は、死者97名、行方不明15名、負傷者35名、埋没耕地2,113町歩、流出耕地695町歩、家屋の流出172戸、倒壊65戸、流出建物(住居以外のもの)160棟、倒壊したもの40棟、床上浸水家屋は586棟にも達した。交通機関、道路、堤防、電力、工業関係にも多大な被害を与え、なかでも能美電鉄鉄橋は約1,500mも下流に運び去られ、約53平方キロメートルにもわたって洪水が氾濫した。

平成10年9月22日洪水では、台風7号の北上により各地で時間雨量30mm以上の降雨を記録した。手取川流域では、上流部の尾添観測所において時間雨量82mmを観測している。鶴来水位観測所の水位は氾濫危険水位を超え、手取川ダムが完成した以降では最大の洪水となった。この洪水では河口導流堤の洗掘破損や河岸侵食に伴う護岸の損傷等が多数発生したほか、支川の西川・熊田川において浸水被害も発生した。

平成18年7月17日～19日洪水では、梅雨前線の活動により鶴来水位観測所で避難判断水位を超えた。この洪水は、17日に避難判断水位に達した後、水位は低下したものの、再び降雨が強まり19日にも避難判断水位を超える洪水となり、大規模な洪水が連続した洪水となった。この洪水では河岸侵食に伴う護岸の損傷等が多数発生したほか、支川の西川・熊田川において浸水被害も発生した。

平成25年7月29日洪水では前線の影響で北陸地方を中心に強い雨が降り続き、梯川では観測史上最大の洪水となったが、手取川においても大きな洪水となった。

鶴来水位観測所では氾濫注意水位を超えたものの、護岸の損傷等は発生しなかった。

## ②河川改修の状況

手取川の河川改修は昭和9年洪水を契機に開始され、河道掘削、堤防整備、侵食対策を主体に実施されてきた。昭和42年には「工事实施基本計画」が策定され、河川改修に加えて大日川ダムと手取川ダムの建設が位置づけられた。大日川ダムは昭和43年に、手取川ダムは昭和55年に完成している。

その後、平成9年の河川法改正に伴い、平成15年には「手取川水系河川整備計画」が策定、平成18年12月には「手取川水系河川整備計画（国管理区間）」が策定されている。河川整備計画では、洪水による災害の発生の防止及び軽減に関する目標として、基準点鶴来において5,000m<sup>3</sup>/sの流下を可能とするための整備を進めるとともに、堤防整備や侵食対策として前腹付け工が位置づけられているほか、侵食センサーの設置も実施している。

現状では上下流バランスを確保しつつ整備が行われているものの、局所的に堤防高が不足している区間等も存在しており、安全に流下できる状態にはなっていない。

手取川での主な課題は、以下のとおりである。

- 1) 手取川は、その源を白山に発する全国屈指の急流河川であり、洪水流のもつエネルギーは極めて大きく、河岸侵食や洗掘により堤防の決壊に至るおそれがある。
- 2) 洪水時においては、砂州の急激な発達により川の流れが変化して、河岸への水あたりの強い箇所が変動するため、河岸侵食等に伴う堤防の決壊箇所を予測することは困難である。
- 3) 氾濫域が扇状地地形を有するため、氾濫流の流れが速く、短時間で広範囲に拡散し、避難時間の確保が難しい。また、左岸は扇状地から低平地に至る地形で、低平地では、決壊地点から離れており浸水危機を察知しにくい一方で、浸水深が深く、長期湛水となる。
- 4) 堤防やダムなどの施設整備の進捗と相まって、昭和9年以降は洪水氾濫が発生しておらず、地域住民の意識面に、施設への過剰な安心感が生じていることが危惧される。
- 5) 洪水浸水想定区域内には、白山市、小松市をはじめとした市街地が形成されており、扇状地では国道8号などの基幹交通や緊急輸送道路が短時間で浸水し、低平地では浸水の長期化により、社会経済が大きな打撃を受けるおそれがある。

#### ■取組の方向性

近年、豪雨の集中化、局地化が際立ち、災害も激甚化している。今後の気候変動により、平成27年関東・東北豪雨のような施設能力を上回る洪水の発生頻度の増加が予想されることを踏まえると、社会全体の意識を「施設では防ぎ切れない大洪水は必ず発生するもの」へと変革して洪水氾濫に備える必要がある。

本協議会においては、発生が想定し得る最大規模の洪水に対し「迅速・確実な避難」や「社会経済被害の最小化」を目指すこととして、主に以下の取組を行うものとする。

○ハード対策では、

- ・「洪水を河川内で安全に流す対策」として、河道掘削や侵食・洗掘対策、浸透対策、樹林化対策等の河道管理、氾濫が発生した場合でも被害を軽減する霞堤の維持・保全、洪水調節機能を有する手取川ダムや大日川ダムの適切な施設管理
- ・「危機管理型ハード対策」として、堤防天端の保護
- ・円滑な避難活動や水防活動・排水活動等に必要となる情報基盤として、監視力



## メラや簡易水位計、侵食センサー等の増設

○ソフト対策では、

- ・円滑かつ迅速な避難行動の取組として、
  - ・避難勧告の発令や水防活動に着目したタイムラインの整備及び検証と改善、氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供
  - ・関係機関が連携して広域避難計画を検討するとともに、想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に対応する「立ち退き避難区域」等を検討し、ハザードマップに反映
  - ・関係機関が連携して住民意識の変革に資する防災講演会・講座等を実施するほか、昭和9年洪水を伝承し、水防工法を学ぶ親子防災教室の実施
- ・氾濫被害の軽減や避難時間の確保のための水防活動の取組として、
  - ・迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施、水防活動の担い手の確保や地域事業者による水防支援体制の構築
- ・社会経済活動を取り戻すための排水活動等の取組として、
  - ・浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討・作成及びそれに基づく排水訓練の実施

このような取組を実施することにより、「水防災意識社会」の再構築を目指すものとする。

#### 4. 現状の取組状況

手取川流域における減災対策について、各構成員で現状を確認し課題を抽出した結果、概要としては、以下のとおりである。（別紙－1参照）

##### ①情報伝達、避難計画等に関する事項

※○：現状、●：課題（以下同様）

項 目	現状○と課題●	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	<p>○手取川（国管理区間）において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を金沢河川国道事務所のHP等で公表している。</p> <p>○避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を金沢河川国道事務所と気象台の共同で実施している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、金沢河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホットライン）を実施している。</p>	
	<p>●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。</p>	A
	<p>●水位予測の精度の問題や長時間先の予測情報不足から、水防活動の判断や住民の避難行動の参考となりにくい。</p>	B

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●
避難勧告等の発令基準	<p>○地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準や対象地域を明記している。</p> <p>○手取川（国管理区間）における避難勧告等に着目した防災行動計画（タイムライン）を作成している。</p> <hr/> <p>●手取川（国管理区間）における避難勧告等の発令に着目したタイムラインが整備済であるが、適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。</p> <p>●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。</p> <p>●小松市の地域防災計画やタイムライン等は、梯川やその支川主体に作成されているため、手取川が氾濫した場合の対応に懸念がある。</p> <p style="text-align: right;">C</p>
避難場所・避難経路	<p>○浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体が作成するハザードマップの作成支援を実施している。</p> <hr/> <p>●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">D</p> <hr/> <p>●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。</p> <p style="text-align: right;">E</p> <hr/> <p>●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。</p> <p style="text-align: right;">F</p>

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	現状○と課題●	
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>○防災行政無線によるサイレン吹鳴及び避難勧告等の放送、災害情報や緊急速報のメール配信、インターネット、SNS、緊急告知FMラジオ、広報車による周知、報道機関への情報提供等を実施している。</p> <p>○河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を金沢河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。</p>	
	<p>●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。</p>	G
	<p>●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報を入手するまでに至っていない懸念がある。</p>	H
	<p>●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。</p>	I
	<p>●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。</p>	J
避難誘導體制	<p>○基本方針（避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか）は地域防災計画で定められている。</p>	
	<p>●災害時の具体的な避難支援や避難誘導體制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。</p>	K

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●	
河川水位等に係る情報提供	<p>○国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を 発表している。</p> <p>○災害発生のおそれがある場合は、金沢河川国道事 務所長から沿川自治体の首長に情報伝達（ホット ライン）をしている。</p> <p>○河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWE Bや報道機関を通じて伝達している。</p>	
	<p>●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特 定・共有が難しい。</p>	L
	<p>●急流河川のため、洪水流による河岸侵食が起 きやすく、堤防決壊までの時間も短いことか ら、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。</p>	M
河川の巡視区間	<p>○出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所の 合同巡視を実施している。</p> <p>○出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河 川巡視を実施している。</p> <p>○水防計画により、浸水被害が予想される箇所を巡 回し、現状把握に努めている。</p>	
	<p>●河川巡視等で得られた情報について、水防団 等と河川管理者で共有が不十分であり、適切 な水防活動に懸念がある。</p>	N
	<p>●水防団員が減少・高齢化等している中でそれ ぞれの受け持ち区間全てを回りきれないこ とや、定時巡回ができない状況にある。</p>	O
<p>●水防活動を担う水防団員（消防団員）は、水 防活動に関する専門的な知見等を習得する 機会が少なく、的確な水防活動ができないこ とが懸念される。</p>	P	

②水防に関する事項

項 目	現状○と課題●
水防資機材の整備状況	<p>○防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。</p> <p>●防災ステーションの未整備、水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。</p> <p>●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。</p> <p>●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、手取川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。</p> <p style="text-align: right;">Q R</p>
市・町庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>○地域防災計画において、災害対応マニュアルに基づいた対応、適切な避難場所への誘導、市・県等への被災報告、他の医療機関への緊急搬送要請等を定めている。</p>

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p> <p>○樋門の操作点検を出水期前に実施している。</p> <p>○水門等の運用について水防計画に記載している。</p> <p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会経済活動の回復対応を行えない懸念がある。</p> <p>●現状において早期の社会経済活動の回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p> <p style="text-align: right;">S T</p>

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	現状○と課題●
既存ダムにおける洪水調節の現状	○洪水調節機能を有する手取川ダム、大日川ダムで、洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。

④河川管理施設の整備に関する事項

項 目	現状○と課題●	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	○計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備、河道掘削、合流点の整備などを推進している。	
	○堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所について、整備を推進している。	
	●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。	U
	●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。	V
●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	W	

## 5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や水防活動の実施、氾濫水の排水等の対策を実施することで、各構成員が連携して平成 32 年度までに達成すべき減災目標は以下のとおりとした。

### 【5年間で達成すべき目標:手取川】

手取川の大規模水害に対し、氾濫流の流速が早く、拡散しやすい地形特性を踏まえ、

- ① 情報提供等により、出水時には住民自らがリスクを察知して、『迅速・確実な避難』の態勢を構築する。
  - ② 関係機関の連携のもと、ハード及びソフト対策への取り組みを進め、『社会経済被害の最小化』を図る。
- を目標とする。

※大規模水害・・・想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

※住民自らがリスクを察知・・・手取川の洪水を理解し防災に関する住民意識の形成

※迅速・確実な避難・・・破堤した場合に氾濫流の流速が早く、避難が困難となる恐れがあり、氾濫流が到着する前に避難が必要

※関係者の連携・・・河川管理者・県・市町が取り組み状況を共有し、フォローアップを行う態勢

※社会経済被害の最小化・・・大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

上記目標の達成に向け、手取川など※において、河川管理者が実施する堤防整備等の洪水を安全に流す対策に加え、以下の取り組みを実施する。

- ① 手取川の大規模水害における特徴を踏まえた避難行動の取り組み
- ② 氾濫被害の軽減や避難時間確保のための水防活動の取り組み
- ③ 一刻も早く社会経済活動を回復させるための排水活動の取り組み

※手取川など・・・取組は直轄管理区間の他、洪水氾濫域の重複する梯川や上流指定区間の河川管理者との連携が不可欠であり、国・県管理の指定区間・支川等を含む。



## 6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員が取り組む主な内容は次のとおりである。（別紙－2参照）

### 1) ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■洪水を河川内で安全に流す対策</b>			
・河道掘削	U, V	引き続き実施	北陸地整
・侵食・洗掘対策		引き続き実施	北陸地整
・浸透対策		順次実施	北陸地整
・河道管理		引き続き実施	北陸地整
・霞堤の維持・保全		引き続き実施	北陸地整
・手取川ダム、大日川ダムの適切な施設管理		引き続き実施	北陸地整、石川県
<b>■危機管理型ハード対策</b>			
・天端保護	W	平成28年度から順次整備	北陸地整
<b>■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備</b>			
・新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M, P Q	平成28年度から検討	北陸地整、石川県 小松市、能美市、 白山市、野々市市、 川北町
・円滑な避難活動や水防活動等に資する監視カメラや簡易水位計、侵食センサー等の整備	L, J	平成28年度から順次整備	北陸地整

## 2) ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

### ①円滑かつ迅速な避難行動のための取組

住民自らによる情報の収集、住民の避難行動に資するための情報発信等の不足が懸念されるため、住民の適切な避難行動に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■情報伝達、避難計画等に関する取組</b>			
・ 氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供	G, H I, J	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・ 避難勧告等の発令に着目した防災行動計画（タイムライン）の検討・検証等	C	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・ 想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表（浸水ナビ等による公表）	D, E F	平成28年度から 順次実施	北陸地整
・ 関係機関と住民が協働しながら、外水・内水氾濫に対応した避難計画の検討	D, E F, K	平成28年度から 順次実施	北陸地整、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・ 関係機関が連携した広域避難計画の検討	D, E	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・ 想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に対応する「立ち退き避難区域」等を検討し、ハザードマップに反映	D, E F	平成28年度から 順次実施	北陸地整、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・ 水位予測の検討及び精度の向上	B, M	平成28年度から 検討	北陸地整、石川県
・ 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J	平成29年度	气象台

■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組			
・自治会や地域住民が参加した洪水に対する水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	A	順次毎年実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・昭和9年洪水を伝承し、水防工法を学ぶ親子防災教室の実施	A	引き続き実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・住民意識の变革に資する防災講演会・講座等を実施	A	引き続き実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・住民意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ（モデル地域）」の設置	D, F I	順次実施	北陸地整、石川県、小松市、白山市
・効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	順次実施	北陸地整、气象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K	順次実施	小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町

※ 手取川流域の減災に係る取組方針「広域避難計画」、「広域的な避難計画」とは、立ち退き避難を行う際、地域、地形、被害などの状況によっては、隣接市町村への避難が有効な地区の避難計画をいう。

※ 浸水ナビとは、自宅などの調べたい地点をWEBサイト上で指定することにより、どの河川が氾濫した場合に浸水するか、河川の決壊後どれくらいの時間で氾濫水が到達するか、浸水した状態がどれくらいの時間継続するか等をアニメーションやグラフで表示するシステムをいう。

※ 警報級の現象とは、ひとたび起これば社会的に大きな影響を与える現象をいう。

②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組

水防団等との情報共有の不足や、要配慮者利用施設等の自衛水防への支援不足が懸念されるため、水防活動に対する情報共有や支援に資するための取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の対応	目標時期	取組機関
<b>■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組</b>			
・外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施	N	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	L, M N	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P, Q	引き続き毎年実施	北陸地整、気象台、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・水防活動の担い手となる水防団、水防協力団体の募集・指定を促進 または地域事業者による水防支援体制の構築	O, Q	引き続き実施	小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	引き続き実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	R	平成28年度から検討	北陸地整
<b>■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組</b>			
・要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	K	平成28年度から順次実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町
・大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	平成28年度から実施	北陸地整、石川県、小松市、能美市、白山市、野々市市、川北町

③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化

現状のポンプ車配置計画では大規模浸水の対応が行えない等の懸念があるため、  
 確実な住民避難等に資する取組として、以下のとおり実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
<b>■救援・救助活動の効率化に関する取組</b>			
・大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E, S	平成28年度から検討	北陸地整、石川県、 小松市、能美市、 白山市、野々市市、 川北町
<b>■排水計画（案）の作成及び排水訓練の実施</b>			
・大規模水害を想定した浸水継続時間の短縮を図るための排水計画の検討等を実施	S, T	平成28年度から検討	北陸地整、石川県、 小松市、白山市
・排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	T	引き続き毎年実施	北陸地整、石川県、 小松市、白山市
・関係機関が連携した排水計画に基づく排水訓練の実施	T	順次実施	北陸地整、石川県、 小松市、白山市

## 7. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画、河川整備計画等に反映することなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むことが重要である。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図るなど、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、全国でも早い段階で取組方針をまとめており、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

【手取川】現状の取組状況の共有ととりまとめについて

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	北陸地整	気象台	石川県	白山市	小松市	能美市	川北町	野々市市	現状と課題	
洪水時における河川管理者からの情報提供等の内容及びタイミング	・手取川(国管理区間)において河川整備基本方針に基づく計画規模の外力による浸水想定区域図を金沢河川国道事務所HP等で公表している。 ・避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等の洪水予報を金沢河川国道事務所と気象台の共同で実施している。 ・警報・注意報を発表している。	・河川管理者と共同で洪水予報を発表している。 ・警報・注意報を発表している。							●浸水想定区域図等が洪水に対するリスクとして認識されていないことが懸念される。	A
避難勧告等の発令基準	・手取川(国管理区間)における避難勧告(タイムライン)を作成している。			・地域防災計画(一般災害対策編)において、避難勧告等の発令に関する基準を定め、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに具体的な警戒水位等まで明示している。 ・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・地域防災計画(一般災害対策編)において、避難勧告(水害・土砂災害)初期対応マニュアル、洪水ハザードマップに準じて、発令基準としている。	・地域防災計画において、避難勧告等の発令に関する基準を定め、避難勧告等の判断・伝達マニュアルに具体的な警戒水位等まで明示している。 ・避難勧告に着目した防災行動計画(タイムライン)を作成している。	・判断・伝達マニュアルにより、避難勧告等の発令に関する基準を定め、具体的な警戒水位等まで明示している。	・地域防災計画において、避難勧告等の発令に関する基準を定め、具体的な警戒水位等まで明示している。伝達系統、伝達経路、庁内における伝達経路も具体的に明示している。	●手取川における避難勧告等の発令に着目したタイムラインは整備済みであるが、適切な防災情報の伝達に対して懸念がある。 ●避難勧告等の発令に着目したタイムラインが実態に合ったものになっているかが懸念される。 ●小松市の地域防災計画やタイムライン等は、梯川やその支川を主体に作成されているため、手取川が氾濫した場合の対応に懸念がある。	C
避難場所・避難経路	・浸水想定区域図を作成し公表するなど、自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施している。			(1)避難所 地域防災計画(一般災害対策編)にて規定されているが、避難所はHPでの公表。 (2)避難経路 洪水ハザードマップをHPで公表。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 地域防災計画(資料編)にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 地域防災計画(資料編)にて策定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 川北町地域防災計画にて策定、HPにより周知。小中学校が指定されている。 (2)避難経路 防マップにおいて、大きな経路が文言で記載されている。(指定経路の公表までは行っていない。)	(1)避難所 地域防災計画にて策定、町内会・自主防災組織、HP等により周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップをHPで公表。(指定経路の公表までは行っていない。)	●大規模氾濫による避難者数の増加や避難場所、避難経路が浸水する場合には、住民の避難が適切に行えないことが懸念される。 ●大規模氾濫による避難場所周辺の浸水継続時間が長期に渡る場合には、住民等が長期にわたり孤立することが懸念される。 ●避難に関する情報は水害ハザードマップ等で周知しているが、住民等に十分に認知されていないおそれがある。	D E F
住民等への情報伝達の体制や方法	・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報を金沢河川国道事務所HPや報道機関を通じて伝達している。	・気象情報等を、自治体や報道機関を通じて住民等へ伝達している。	・「石川県河川総合情報システム」により雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	以下、地域防災計画(一般災害対策編)にて定めている。 ・災害情報については、防災行政無線、全国瞬時警報システム(J-ALERT)、テレビ、インターネット、ラジオ、スマートフォン、携帯メール機能を含む、ワンストップ、災害時情報共有システム(Lアラート)、音声告知放送システム等の多様な情報伝達手段の活用を促している。 ・避難の勧告等については、上記に加え、広報車、サイレン、報道機関等を通じて周知徹底を図る。 ・被災情報については、防災行政無線衛星系(VSAT)も活用する。 ※避難勧告等の報道機関等と住民への伝達手段として、災害時情報共有システム(Lアラート)の利用を想定している。	以下、地域防災計画(一般災害対策編)にて定めている。 ・災害情報については、基幹的な災害が発生又は災害が起ることが予想された場合、防災行政無線(同報系)、ラジオこまつ、テレビこまつ、Eメール、広報車、消防車等により伝達する。視覚障がい者に対してはFネット等を活用する。 ・被災情報については、上記の手段に加えて、印刷物の配布、安否情報の収集、提供システム、災害用自販機掲示板などあらゆる手段を活用する。	以下、地域防災計画にて定めている。 ・被災情報についてはテレビ、ラジオ、新聞等、インターネット(ホームページ、ソーシャルメディア等)、携帯メール(緊急速報メール等含む)、紙媒体、臨時広報誌、回覧板、相談窓口、スマートフォン、臨時災害FM局による情報提供を行うと定めている。 ・避難勧告等については、上記に加えて防災行政無線、J-ALERTの活用も定めている。	地域防災計画において、基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか等)を定めている。	地域防災計画において、基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか等)を定めている。	●大雨・暴風により防災行政無線が聞き取りにくい状況がある。 ●WEB等により各種情報を提供しているが、住民自らが情報入手するまでに至っていない懸念がある。 ●災害時に国・県・市においてWEBやメール配信による情報発信を行っているが、一部の利用にとどまっているため、広く周知・啓発を行い、利用者の拡大が求められている。 ●住民の避難行動の判断に必要な氾濫原を共有する他水系の防災情報や切迫が伝わるライブ映像等が提供できていない懸念がある。	G H I J
避難誘導体制				地域防災計画(一般災害対策編)において、基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか等)を定めている。	地域防災計画(一般災害対策編)において、基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか等)を定めている。	地域防災計画において、基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか等)を定めている。	地域防災計画において、基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか等)を定めている。	地域防災計画において、基本方針(避難誘導者、移動手段、誰と協力して誘導するか等)を定めている。	●災害時の具体的な避難支援や避難誘導体制が確立されていないため、特に要配慮者等の迅速な避難が確保できないおそれがある。	K

② 水防に関する事項

項目	北陸地整	気象台	石川県	白山市	小松市	能美市	川北町	野々市市	現状と課題	
河川水位等に係る情報提供	・国土交通省が基準観測所の水位により水防警報を発表している。 ・災害発生のおそれがある場合は、金沢河川国道事務所長から沿川自治体の首長に情報伝達(ホットライン)をしている。 ・河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。		・石川県河川総合情報システムにより雨量・河川水位・ダム諸量等の情報を提供している。	・地域防災計画(一般災害対策編)において、気象情報・水防警報等の伝達系統図を定めている。 ・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、気象情報・水防警報等の伝達系統図を定めている。	・地域防災計画(一般災害対策編)において、気象情報・水防警報等の伝達系統図を定めている。 ・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、気象情報・水防警報等の伝達系統図を定めている。	・能美市水防計画において、水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、定めている。 ・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、気象情報・水防警報等の伝達系統図を定めている。	・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、気象情報・水防警報等の伝達系統図を定めている。	・地域防災計画において、気象情報・水防警報等の伝達系統図を定めている。	●優先的に水防活動を実施すべき箇所の特定・共有が難しい。 ●急流河川のため、洪水流による河岸侵食が起きやすく、堤防決壊までの時間が短いことから、迅速かつ適切な水防活動に懸念がある。	L M
河川の巡視区間	・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所との合同巡視を実施している。 ・出水時には、水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。		・出水期前に、自治体、水防団等と重要水防箇所との合同点検を実施している。	・地域防災計画には記載なし。 ・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、配備体制を定めている。	・小松市水防計画において、平常時・洪水時の水防担当組織の巡視行動等を、定めている。 ・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、配備体制を定めている。	・能美市水防計画において、水防警報の通知を受けたとき等、各通知段階に応じた水防担当組織の巡視行動等を、定めている。 ・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、配備体制を定めている。	・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、配備体制を定めている。	・地域防災計画において、平常時のパトロール、洪水時の水防作業員確保、巡視行動等を定めている。 ・手取川水防事務組合が作成している水防計画において、配備体制を定めている。	●河川巡視等で得られた情報について、水防団等と河川管理者で共有が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員が減少・高齢化等している中でそれぞれの受け持ち区間全てを回りきれないことや、定時巡回ができない状況にある。 ●水防活動を担う水防団員(消防団員)は、水防活動に関する専門的な知見等を習得する機会が少なく、的確な水防活動ができないことが懸念される。	N O P
水防資機材の整備状況	・防災ステーション、水防倉庫等に水防資機材を備蓄している。		・水防倉庫に水防資機材を備蓄している。 ・備蓄状況は水防計画資料編に記載している。	・地域防災計画には記載なし。 ・手取川水防事務組合において、水防倉庫一覧表や水防資機材数量表を作成している。	・小松市水防計画において、水防倉庫資機材一覧表を記載している。 ・手取川水防事務組合において、水防倉庫一覧表や水防資機材数量表を作成している。	・能美市水防計画において、水防倉庫一覧表を記載している。 ・手取川水防事務組合において、水防倉庫一覧表や水防資機材数量表を作成している。	・地域防災計画において、資機材を確保することを定めている。 ・手取川水防事務組合において、水防倉庫一覧表や水防資機材数量表を作成している。	・地域防災計画において、水防資機材の点検整備、緊急時の使用権限等が定められている。 ・手取川水防事務組合において、水防倉庫一覧表や水防資機材数量表を作成している。	●水防資機材の不足、劣化状況の確認、各機関の備蓄情報の共有等が不十分であり、適切な水防活動に懸念がある。 ●水防団員の高齢化や人数の減少により従来の水防工法では迅速に実施できるか懸念がある。 ●鬼怒川での堤防決壊箇所の復旧内容を踏まえ、手取川での堤防決壊時の資機材の再確認が必要である。	Q R
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応				・地域防災計画において、災害対応マニュアルに基づいた対応、適切な避難場所への誘導、市・県等への被災報告、他の医療機関への緊急搬送要請等を定めている。	・地域防災計画・小松市水防計画・防災(水害・土砂災害)初期対応マニュアルには記載なし。	・地域防災計画、能美市水防計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルには記載なし。	・地域防災計画、手取川水防事務組合が作成している水防計画に記載なし。	・地域防災計画、手取川水防事務組合が作成している水防計画に記載なし。		

③ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	北陸地整	気象台	石川県	白山市	小松市	能美市	川北町	野々市市	現状と課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用	・排水ポンプ車や照明車等の災害対策車両・機器において、平常時から定期的な保守点検を行うとともに、機械を扱う職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による自動体制を確保している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施している。			・地域防災計画および手取川水防事務組合が作成している水防計画に記載なし。 (市が操作する水門は、美川地域の1箇所であり、支所が管理することとなっている。)	・水門・樋門・排水ポンプの運用について水防計画に記載している。 ・樋門の操作点検を出水期前に実施すると定められている。 ※小松市水防計画より	・水門の運用について水防計画に記載している。 ※能美市水防計画より		・地域防災計画および手取川水防事務組合が作成している水防計画に記載なし。	●排水すべき水のボリュームが大きく、現状の施設配置計画では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。 ●現状において早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も検討しつつ排水計画を検討する必要がある。	S T
既存ダムにおける洪水調節の現状	・洪水調節機能を有する手取川ダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。		・洪水調節機能を有する大日川ダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。						●洪水調節機能を有する手取川ダム、大日川ダムで洪水を貯留することにより、下流域の被害を軽減させている。	

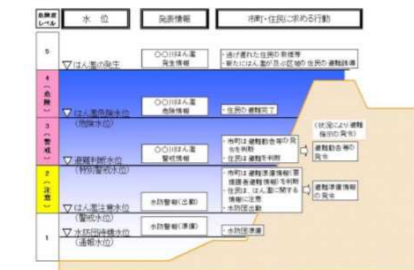

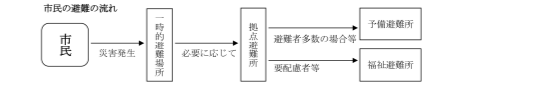
④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	気象台	石川県	白山市	小松市	能美市	川北町	野々市市	現状と課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容	・計画断面に満たない堤防や流下能力が不足する箇所に対し、堤防整備、河床掘削、急流河川対策の整備などを推進している。 ・堤防の漏水や侵食など越水以外にも水害リスクが高い箇所について、整備を推進している。								●計画断面に対して高さや幅が不足している堤防や流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。 ●堤防の漏水や侵食など越水以外にも洪水に対するリスクが高い箇所が存在している。 ●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。	U V W

【手取川】現状の取組状況の共有とりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町の地域防災計画(いずれもホームページで公開)記載事項の抜粋を主として作成。

①情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	白山市	小松市	能美市	川北町	野々市市																																																																																																																					
避難勧告等の発令基準	<p>参考図</p>  <p>(1) 洪水予報の発表基準</p> <table border="1" data-bbox="519 556 905 724"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手取川はん濫注意情報</td> <td>下表の基準地点の水位がはん濫注意水位を超える洪水となることが予想されるとき発表する。</td> </tr> <tr> <td>手取川はん濫警戒情報</td> <td>下表の基準地点の水位がはん濫注意水位程度を超えはん濫危険水位を超える洪水となることが予想される場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。</td> </tr> <tr> <td>手取川はん濫危険情報</td> <td>下表の基準地点の水位がはん濫注意水位に到達したとき発表する。</td> </tr> <tr> <td>手取川はん濫発生情報</td> <td>はん濫が発生したとき発表する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 基準点と基準水位</p> <table border="1" data-bbox="519 745 905 787"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>基準地点名</th> <th>水防用待機水位</th> <th>はん濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>はん濫危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手取川</td> <td>鶴来</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域防災計画(一般災害対策編第3章第12節避難誘導P113～115)</p>	種別	発表基準	手取川はん濫注意情報	下表の基準地点の水位がはん濫注意水位を超える洪水となることが予想されるとき発表する。	手取川はん濫警戒情報	下表の基準地点の水位がはん濫注意水位程度を超えはん濫危険水位を超える洪水となることが予想される場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。	手取川はん濫危険情報	下表の基準地点の水位がはん濫注意水位に到達したとき発表する。	手取川はん濫発生情報	はん濫が発生したとき発表する。	河川名	基準地点名	水防用待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	<p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、災害の拡大を防止するために必要があると認められるとき、市民及び滞在者その他の者に對し、避難のための立退きを勧告し、急を要するときは避難のための立退きを指示する。なお、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が生ずるおそれがあるときは、必要と認められる地域の居住者等に對し、屋内での待避等の安全確保措置を指示する。</p> <p>1 避難の勧告等の発表又は発令の条件(基準)</p> <p>避難準備情報 条件 新たな災害発生のおそれがあり、事態の推移によっては避難勧告・指示等を発表又は発令する必要があるとき、特に要配慮者の避難に際し、時間的余裕を確保するために発表</p> <p>避難の勧告(避難勧告) 条件 当該地域又は土地建物等に被害が発生するおそれがある場合</p> <p>避難の指示(避難指示) 条件 避難すべき時期が切迫したとき、あるいは既に災害が発生し、その現場に残留者がいる場合</p> <p>※地域防災計画(一般災害対策編第2章第12節住民の避難及び警戒区域の設定)一般災害P89</p> <p>※小松市 防災(火害・土砂災害)初期対応マニュアルには、手取川に関する避難勧告等の基準は記載されていない。</p>	<p>避難勧告等は、以下の基準を参考に、河川洪水情報、水位情報(氾濫注意水位、避難判断水位等)、今後の気象予測、河川監視者からの報告等を総合的に判断して発令する。</p> <p>(1) 避難準備情報</p> <table border="1" data-bbox="1409 262 1765 304"> <thead> <tr> <th>観測地点</th> <th>水位</th> <th>基準</th> <th>発令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川北町</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 避難勧告</p> <table border="1" data-bbox="1409 325 1765 367"> <thead> <tr> <th>観測地点</th> <th>水位</th> <th>基準</th> <th>発令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川北町</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 避難指示</p> <table border="1" data-bbox="1409 388 1765 430"> <thead> <tr> <th>観測地点</th> <th>水位</th> <th>基準</th> <th>発令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>川北町</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※能美市防災避難勧告等の判断・伝達マニュアルp13,14</p>	観測地点	水位	基準	発令	川北町	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	観測地点	水位	基準	発令	川北町	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	観測地点	水位	基準	発令	川北町	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	<p>避難勧告等は、以下の基準を参考に、洪水の想定される区域を対象に発令する。ただし、この基準はあくまで目安として定められたものであり、発令のタイミングについては、避難を要する時間を十分に考慮して指定河川洪水情報、雨量等の観測、今後の降雨予想、河川水位、上流域の降雨状況や降雨予測等からの情報を総合的に判断する。</p> <p>(2) 判断基準(対象河川:手取川)</p> <table border="1" data-bbox="1855 304 2240 346"> <thead> <tr> <th>発令内容</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>・国土交通省「手取川水防計画」の※1 鶴来水位計において、はん濫注意水位となったとき ・手取川においては、水位を基準とし、大雨、洪水警報に基づく判断は行わない</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>・国土交通省「手取川水防計画」の鶴来水位計において、避難判断水位となったとき ・破堤につながるような漏水を確認したとき</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>・国土交通省「手取川水防計画」の鶴来水位計において、危険水位となったとき ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) はん濫注意水位 【河川名:手取川】 ※洪水予報指定河川(国指定)</p> <table border="1" data-bbox="1855 367 2240 409"> <thead> <tr> <th>観測地点名</th> <th>位置</th> <th>水防用待機水位</th> <th>はん濫注意水位</th> <th>避難判断水位</th> <th>危険水位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鶴来水位計</td> <td>白山市鶴来地先</td> <td>0.9m</td> <td>1.4m</td> <td>2.3m</td> <td>3.0m</td> </tr> <tr> <td>鼠口橋</td> <td>川北町下先出地先</td> <td>#</td> <td>#</td> <td>#</td> <td>#</td> </tr> <tr> <td>手取川大橋</td> <td>川北町鶴来地先</td> <td>#</td> <td>#</td> <td>#</td> <td>#</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 上記以外の河川及び用水路等の判断基準</p> <table border="1" data-bbox="1855 430 2240 472"> <thead> <tr> <th>発令内容</th> <th>判断基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難準備情報</td> <td>当町及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。(大雨・洪水警報基準) 雨量基準: 1時間雨量60mm</td> </tr> <tr> <td>避難勧告</td> <td>避難準備情報発令基準を満たし、且つ、近隣での浸水が拡大しているとき。</td> </tr> <tr> <td>避難指示</td> <td>避難勧告発令基準を満たし、且つ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等の発令・判断基準P5 ※地域防災計画には記載されていない</p>	発令内容	判断基準	避難準備情報	・国土交通省「手取川水防計画」の※1 鶴来水位計において、はん濫注意水位となったとき ・手取川においては、水位を基準とし、大雨、洪水警報に基づく判断は行わない	避難勧告	・国土交通省「手取川水防計画」の鶴来水位計において、避難判断水位となったとき ・破堤につながるような漏水を確認したとき	避難指示	・国土交通省「手取川水防計画」の鶴来水位計において、危険水位となったとき ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき	観測地点名	位置	水防用待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	危険水位	鶴来水位計	白山市鶴来地先	0.9m	1.4m	2.3m	3.0m	鼠口橋	川北町下先出地先	#	#	#	#	手取川大橋	川北町鶴来地先	#	#	#	#	発令内容	判断基準	避難準備情報	当町及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。(大雨・洪水警報基準) 雨量基準: 1時間雨量60mm	避難勧告	避難準備情報発令基準を満たし、且つ、近隣での浸水が拡大しているとき。	避難指示	避難勧告発令基準を満たし、且つ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。	<p>水位情報(河川)における水位情報等</p> <table border="1" data-bbox="2300 241 2715 283"> <thead> <tr> <th>避難行動の目安</th> <th>水防用待機水位</th> <th>避難準備</th> <th>避難</th> <th>危険</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川名</td> <td>水位観測地点</td> <td>注意水位</td> <td>判断水位</td> <td>危険水位</td> </tr> <tr> <td>手取川</td> <td>鶴来</td> <td>0.90m</td> <td>1.40m</td> <td>2.30m</td> <td>3.00m</td> </tr> <tr> <td>高橋川</td> <td>鶴田橋</td> <td>0.70m</td> <td>0.90m</td> <td>1.20m</td> <td>1.28m</td> </tr> <tr> <td>安原川</td> <td>安原大橋</td> <td>1.60m</td> <td>2.20m</td> <td>2.90m</td> <td>3.50m</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域防災計画(第3章第3節災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達P66～69)</p>  <p>(1) 避難所 川北町地域防災計画にて策定、HPにより周知。小中学校が指定されている。</p> <p>(2) 避難経路 防災マップにおいて、大きな経路が文書で記載されている。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※避難勧告等の発令・判断基準P5 ※地域防災計画には記載されていない</p>	避難行動の目安	水防用待機水位	避難準備	避難	危険	河川名	水位観測地点	注意水位	判断水位	危険水位	手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m	高橋川	鶴田橋	0.70m	0.90m	1.20m	1.28m	安原川	安原大橋	1.60m	2.20m	2.90m	3.50m
種別	発表基準																																																																																																																									
手取川はん濫注意情報	下表の基準地点の水位がはん濫注意水位を超える洪水となることが予想されるとき発表する。																																																																																																																									
手取川はん濫警戒情報	下表の基準地点の水位がはん濫注意水位程度を超えはん濫危険水位を超える洪水となることが予想される場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき発表する。																																																																																																																									
手取川はん濫危険情報	下表の基準地点の水位がはん濫注意水位に到達したとき発表する。																																																																																																																									
手取川はん濫発生情報	はん濫が発生したとき発表する。																																																																																																																									
河川名	基準地点名	水防用待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位																																																																																																																					
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																																																																																																					
観測地点	水位	基準	発令																																																																																																																							
川北町	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																																																																																																						
観測地点	水位	基準	発令																																																																																																																							
川北町	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																																																																																																						
観測地点	水位	基準	発令																																																																																																																							
川北町	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																																																																																																						
発令内容	判断基準																																																																																																																									
避難準備情報	・国土交通省「手取川水防計画」の※1 鶴来水位計において、はん濫注意水位となったとき ・手取川においては、水位を基準とし、大雨、洪水警報に基づく判断は行わない																																																																																																																									
避難勧告	・国土交通省「手取川水防計画」の鶴来水位計において、避難判断水位となったとき ・破堤につながるような漏水を確認したとき																																																																																																																									
避難指示	・国土交通省「手取川水防計画」の鶴来水位計において、危険水位となったとき ・河川管理施設の大規模漏水、亀裂等を確認したとき																																																																																																																									
観測地点名	位置	水防用待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	危険水位																																																																																																																					
鶴来水位計	白山市鶴来地先	0.9m	1.4m	2.3m	3.0m																																																																																																																					
鼠口橋	川北町下先出地先	#	#	#	#																																																																																																																					
手取川大橋	川北町鶴来地先	#	#	#	#																																																																																																																					
発令内容	判断基準																																																																																																																									
避難準備情報	当町及び河川上流域に大雨又は洪水警報が発表され、近隣での浸水などにより浸水の危険が高いと判断されたとき。(大雨・洪水警報基準) 雨量基準: 1時間雨量60mm																																																																																																																									
避難勧告	避難準備情報発令基準を満たし、且つ、近隣での浸水が拡大しているとき。																																																																																																																									
避難指示	避難勧告発令基準を満たし、且つ、近隣での浸水が床上に及んでいるとき。																																																																																																																									
避難行動の目安	水防用待機水位	避難準備	避難	危険																																																																																																																						
河川名	水位観測地点	注意水位	判断水位	危険水位																																																																																																																						
手取川	鶴来	0.90m	1.40m	2.30m	3.00m																																																																																																																					
高橋川	鶴田橋	0.70m	0.90m	1.20m	1.28m																																																																																																																					
安原川	安原大橋	1.60m	2.20m	2.90m	3.50m																																																																																																																					
避難場所・避難経路	<p>(1) 避難所 HPにより周知。一次避難所(主に公民館や公園等)、二次避難所(主に学校、体育館等)、福祉避難所(主に老人ホーム)が指定。 地域防災計画(第2章第11節2指定緊急避難場所、指定避難場所、避難所の指定等)P45～46にて規定されているが、地域防災計画には避難所の記載なく、HPでの公表</p> <p>(2) 避難経路 避難誘導標識等の設置 市は、避難場所等について、町内会、自主防災組織等を通じて周知徹底を図るとともに、避難誘導標識及び避難場所等の表示標識の設置を図る。また、観光客等土地に不慣れな方もわかりやすい視認性の良い避難誘導標識や、外電線が遮断された際にも夜間発光する再生可能エネルギー蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。</p> <p>※地域防災計画(一般災害対策編第2章第11節避難体制の整備)P47</p>	<p>(1) 避難所 小松市地域防災計画(資料編)にて策定、HPにより周知。小中学校、体育館などの公共施設が主。</p> <p>(2) 避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※小松市地域防災計画(資料編7避難所等)</p> <p>※能美市地域防災計画(資料編p29～)</p>	<p>(1) 避難所 川北町地域防災計画にて策定、HPにより周知。小中学校が指定されている。</p> <p>(2) 避難経路 防災マップにおいて、大きな経路が文書で記載されている。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※能美市地域防災計画(資料編p29～)</p>	<p>(1) 避難所 川北町地域防災計画にて策定、HPにより周知。小中学校が指定されている。</p> <p>(2) 避難経路 防災マップにおいて、大きな経路が文書で記載されている。(指定経路の公表までは行っていない。)</p> <p>※能美市地域防災計画(資料編p29～)</p>	<p>(1) 避難所 川北町地域防災計画(災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所と被災者が避難生活を送るための指定避難所を兼ねた施設)であり、災害が発生した場合にまず最初に開設する。 野々市小学校、野々市中学校、金工工業大学、野々市市立高校(10校指定) ※年々避難所災害の増加に際して、災害対策本部が必要と認めるときに開設する予備的な避難所として、避難者が多数になり、拠点避難所への受け入れが困難となった場合又は、高齢者や妊産婦など配慮が必要な方の避難所として開設する。予備避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から避難所として利用することはできない。 (8) 福祉避難所 福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的な避難所であり、最初から福祉避難所として利用することはできない。 老人福祉センター(福祉避難所)を開設する。 (9) 一時避難場所(各町内会が指定する公園などオープンスペースで、市民がひとまず避難して、災害の推移を見定める場所)で、町内会が地域住民の安全確認等を行う。 町内会・自主防災組織等を通じて市民に周知。 ・避難所運営マニュアルを作成。 ・洪水ハザードマップの作成。</p>  <p>市民の避難の流れ 市民(災害発生) → 一時避難場所 → 指定避難所(必要に応じて) → 予備避難所(避難者多数の場合等) / 福祉避難所(要配慮者等)</p> <p>地域防災計画(第2章第2節水害予防P18 地域防災計画(第2章第18節避難体制の整備)P50～54)</p> <p>(2) 避難経路 ・避難所案内板等を整備。消火栓機関に拠点避難所の名称と方向を表示。 地域防災計画(第2章第9節防災に必要な施設及び資機材等の整備による災害予防4避難所案内板等の整備)P31 ・避難誘導標識及び避難所の表示標識の設置。夜間発光する再生可能エネルギー蓄電池を併設した避難誘導灯等の設置に努める。 ・教育委員会及び学校長は、「避難誘導計画」を策定し訓練を実施。 ・防災上重要な施設の管理者は、設備の定期点検や避難等の計画を定め、関係機関(周知徹底を図り、訓練等を実施)。</p> <p>※地域防災計画(第2章第18節避難体制の整備)P50～54</p>																																																																																																																					
住民等への情報伝達の体制や方法	<p>市は、市民に対する災害時の情報の迅速かつ的確な収集、伝達を図るため、地域の実情に応じて、防災行政無線、全国同時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、ケーブルテレビ、インターネット、衛星携帯電話、携帯電話(緊急連絡メール機能を含む)、ワンセグ、音声告知放送システム等の多様な情報伝達手段の活用を図る。また、パソコンや携帯電話等の外部からの被災情報を入力するため、防災行政無線基地局(VSAT)の活用を図る。さらに、孤立化が懸念される山間地帯等には、衛星携帯電話等の災害に強い通信機器の配備に努める。</p> <p>地域防災計画(一般災害対策編第2章第7節通信及び放送施設災害予防P33)</p> <p>市長等は、避難の勧告又は指示を行う場合には、市長等に対して市防災行政無線、全国同時警報システム(J-ALERT)、音声告知放送、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるように周知徹底を図る。 市長等は、災害が発生するおそれがある場合において、市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早い段階で避難行動を開始することを求める避難準備(避難行動要支援者避難情報(以下、「避難準備情報」という。))を伝達するものとする。なお、避難準備情報の発令、内容及び周知については、上記2及び3を準用する。</p> <p>※地域防災計画(一般災害対策編第3章第2節避難誘導P157～160)</p>	<p>市域で甚大な災害が発生又は災害が起きることが予想された場合、災害対策本部の判断により、防災行政無線(同報系)、ラジオこまつ、テレビ小松、エリアメール、広報車、消防車等による広報を迅速に行うものとする。</p> <p>・市民福祉対策部長は、災害対策本部から住民に対して放送が行われる場合、必要に応じて、Fネット等による情報伝達を行うものとする。</p> <p>・避難者及び住民に対する災害の被害状況や復旧情報等の広報は、次の手段で行うほか、携帯電話、メッセージボード(注)等、あらゆる手段を活用して行う。 注、市内随所にある各種自動販売機のメッセージボードを活用し、災害対策本部から市民住民に対して、情報を提供しようとするもの。</p> <p>・J-ALERT、防災行政無線(同報系)による一斉放送、緊急連絡メール(エリアメール)、広報車、サイレン、インターネット、携帯電話等の多様な情報伝達手段による伝達、その他、協定に基づくラジオこまつ、テレビ小松の活用のほか、県を通じてそのマスメディアを有効に活用する。</p> <p>※小松市地域防災計画(一般災害p61、p63、p69)</p>	<p>市は、在宅避難者など、避難所以外に避難している被災者に対する情報提供にも努める。</p> <p>テレビ、ラジオ、新聞等 放送機関との協定に基づく放送要請 情報伝達への発表・情報提供 インターネットの活用(ホームページ、ソーシャルメディア等) 携帯電話の活用(緊急連絡メール等含む) 工機体の活用 才臨時広報誌、回覧板の発行 情報窓口による情報提供 ケーブルテレビの活用 消防災害FM局の活用</p> <p>市長は、避難の勧告又は指示を行う場合には、地域住民等に対して防災行政無線、全国同時警報システム(J-ALERT)、広報車、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話(緊急連絡メールを含む)等多様な情報伝達手段を使用し、あるいは報道機関等を通じて、迅速かつ安全に避難できるように周知徹底を図る。</p> <p>※能美市地域防災計画(一般災害p39、p50)</p>	<p>災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、本章第1節「災害予警報の伝達計画」により災害情報の伝達を行うが、これと並行して広報媒体を十分に活用し、市民に対し防災に関する対策、気象及び災害情報周知を徹底させ、人心を安定させるとともに、速やかな応急作業の推進に資するため、迅速かつ適切な広報活動を実施するものとする。</p> <p>2 広報活動の方法 (1) 報道機関への発表 防災活動に関する重要な事項及び収集した情報は、その都度報道機関に発表するように努める。 (2) 市民への広報 災害に関する事項は迅速、適切な広報周知を図る。 ア 広報車による広報 イ 川北町有線放送・緊急情報システムによる広報 ロ 広報発行物の発行及びチラシ等々の作成、配布 ハ 報道機関に要請して行う広報</p> <p>※川北町地域防災計画(第2章-7)</p> <table border="1" data-bbox="1855 1795 2240 2005"> <thead> <tr> <th>伝達先</th> <th>伝達方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民</td> <td>・防災行政無線 ・広報車、消防車 ・全国同時警報システム(J-ALERT) ・ケーブルテレビ、ラジオ ・エリアメール</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線、消防車、消防団</td> <td>・電話、F.A.S.、テレビ、ラジオ</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線、消防車、消防団</td> <td>・電話、F.A.S.、メール</td> </tr> </tbody> </table> <p>※避難勧告等の発令・判断基準P5</p>	伝達先	伝達方法	市民	・防災行政無線 ・広報車、消防車 ・全国同時警報システム(J-ALERT) ・ケーブルテレビ、ラジオ ・エリアメール	防災行政無線、消防車、消防団	・電話、F.A.S.、テレビ、ラジオ	防災行政無線、消防車、消防団	・電話、F.A.S.、メール	<p>「コミュニティFM放送局(えふえむ・エヌワン)、防災行政無線、全国同時警報システム(J-ALERT)、テレビ、ラジオ、ソーシャルメディア、ホームページ、メール配信(はつとHOTメールのi's)、インターネット、バイク、自転車、徒歩等、報道機関に要請</p> <p>地域防災計画(第2章第9節防災に必要な施設及び資機材等の整備による災害予防P30)</p> <p>避難勧告等においては、一般加入電話、防災行政無線、コミュニティFM放送局「えふえむ・エヌワン」の緊急放送、広報車等、町内会等を通じて周知(町内会長ファックス)、メール配信(はつとHOTメールのi's)、インターネット、バイク、自転車、徒歩等、報道機関に要請</p> <p>地域防災計画(第3章第3節災害、気象等に関する特別警報、警報、注意報等の伝達P66)</p> <p>上記と並行して、広報媒体を十分に活用し、市民に対し防災に関する対策、気象及び災害情報を周知徹底させ、人心の安定を図るとともに、速やかな応急作業の推進に資するため、迅速かつ適切な広報活動を実施するものとする。 (報道機関への発表、広報車、広報発行物の発行・ラジオ、報道機関に要請して行う広報、現場広報等)</p> <p>※地域防災計画(第3章第3節災害情報等の広報)P74-75</p>																																																																																																													
伝達先	伝達方法																																																																																																																									
市民	・防災行政無線 ・広報車、消防車 ・全国同時警報システム(J-ALERT) ・ケーブルテレビ、ラジオ ・エリアメール																																																																																																																									
防災行政無線、消防車、消防団	・電話、F.A.S.、テレビ、ラジオ																																																																																																																									
防災行政無線、消防車、消防団	・電話、F.A.S.、メール																																																																																																																									





②水防に関する事項

項目	白山市	小松市	能美市	川北町	野々市市										
河川水位等に係る情報提供	<p>地域防災計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※小松市地域防災計画（一般災害p.55、56）</p> <p>手取川水防事務組合が作成している水防計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画P12～15</p>	<p>地域防災計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※小松市地域防災計画（一般災害p.55、56）</p> <p>手取川水防事務組合が作成している水防計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画P12～15</p> <p>※小松市 防災(水害・土砂災害)初期対応マニュアルには、手取川に関しては記載されていない。</p>	<p>地域防災計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※能美市地域防災計画（一般災害p.95、115～）</p> <p>手取川水防事務組合が作成している水防計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画P12～15</p>	<p>地域防災計画では予報の発表基準のみ、伝達系統等は記載されていない。</p> <p>手取川水防事務組合が作成している水防計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画P12～15</p>	<p>地域防災計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※野々市市地域防災計画（第3章第3節p.66）</p> <p>手取川水防事務組合が作成している水防計画により、気象情報・水防警報等の伝達系統を定めている。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画P12～15</p>										
河川の巡視区域	<p>※地域防災計画には記載なし</p> <p>水害の防止及び軽減を図るため迅速かつ協力的に水防活動を発揮できるよう配備体制を定めている。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画P8</p> <p>4. 非常配備体制 水害の防止及び軽減を図るため迅速かつ協力的に水防活動を発揮できるよう配備体制を定める。</p> <p>(1) 非常配備体制</p> <table border="1" data-bbox="528 294 890 378"> <thead> <tr> <th>準備体制</th> <th>警戒体制</th> <th>非常体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防権を受け、その内容が変更できる。水防活動ができる。水防活動が可能な範囲で水防活動を行う。</td> <td>所属人員の約半数が出動し、水防活動を行う。</td> <td>所属人員が全員出動し完全な水防活動を行う。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 出動</p> <table border="1" data-bbox="528 399 890 483"> <thead> <tr> <th>出動準備</th> <th>出動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>はん屋注意水位を超え、なお上昇の恐れあり。各水防団は1割の人員をもって区域の巡回を行い、危険を予知したとき、第1次に準備出動に当たる。</td> <td>はん屋注意水位を超え、なお上昇の恐れあり。各水防団は1割の人員をもって区域の巡回を行い、危険を予知したとき、第1次に準備出動し、第2次に全員出動（受援を要するものとする）。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※細部については、その都度示すものとする。</p>	準備体制	警戒体制	非常体制	水防権を受け、その内容が変更できる。水防活動ができる。水防活動が可能な範囲で水防活動を行う。	所属人員の約半数が出動し、水防活動を行う。	所属人員が全員出動し完全な水防活動を行う。	出動準備	出動	はん屋注意水位を超え、なお上昇の恐れあり。各水防団は1割の人員をもって区域の巡回を行い、危険を予知したとき、第1次に準備出動に当たる。	はん屋注意水位を超え、なお上昇の恐れあり。各水防団は1割の人員をもって区域の巡回を行い、危険を予知したとき、第1次に準備出動し、第2次に全員出動（受援を要するものとする）。	<p>(1) 常時監視 水防管理者、水防団長又は消防機関の長（以下この章において「水防管理者等」という）は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を監視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を要するものとする。上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。河川等の管理者が単独で行う監視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。水防管理者等が、出水前夜や洪水経過後、高潮や津波収束後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の監視を行う場合には、必要に応じて河川、海岸等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。なお、ため池等については前記に準じて監視し、水防上危険があると認められる箇所があるときは、ため池管理者、石川県森林総合事務所に連絡するものとする。（石川県水防計画）</p> <p>(2) 出水時 ア) 洪水 水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として監視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を察見したときは、速に河川等の管理者に報告するとともに、所轄建設事務所長又は海岸等の管理者に報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。 ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇 ②堤防の上端の亀裂または穴下 ③川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または穴け崩れ ④居住地側堤防斜面の漏水または止水による亀裂および穴け崩れ ⑤排水口・取水口・閘門の高潮または高潮よりの漏水と渾濁の絡まり具合 ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</p> <p>イ) 高潮 水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、高潮来までの時間的余裕を十分考慮して海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として監視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を察見したときは自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄建設事務所長及び海岸等の管理者に報告し、所轄建設事務所長は水防本部長に報告するものとする。 ①堤防から水があふれるおそれのある箇所の潮位の上昇 ②堤防の上端の亀裂または穴下 ③海側又は川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または穴け崩れ ④居住地側堤防斜面の漏水または止水による亀裂および穴け崩れ ⑤排水口・取水口・閘門の高潮または高潮よりの漏水と渾濁の絡まり具合 ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</p> <p>※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p>	<p>(1) 常時監視 水防法第9条に基づき河川等の監視者は員長とする。監視者は区域内の河川、海岸堤防等を監視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに河川、海岸堤防等の管理者に連絡して必要な措置を要するものとする。 (2) 非常警戒 水防管理者は、水防区域の監視および警戒を組織し、既往の被害箇所、その他特に重要な箇所を中心として、堤防を巡回し、次の状態に注意し、異常を察見した場合は直ちに本部長に連絡しなければならない。本部長は通報を受けた場合は、県南加賀土木総合事務所及び手取川水防事務組合等に連絡するとともに水防作業を開始する。 ①堤防の上端の亀裂または穴下 ②堤防の漏水状況 ③天端の亀裂または穴下 ④堤防の絡まり具合 ⑤橋門の高潮または高潮よりの漏水と渾濁の絡まり具合 ⑥橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状</p> <p>※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p>	<p>豪雨時または水防警報の発令時の活動体制 (1) 危険区域の監視 豪雨等に際して、河川、用水流域の危険箇所を重点的に監視し、水門の操作を行い、状況により監視のため消防団員等を配置するものとする。 近隣市町と密接な連携を取り、その対応について十分協議するものとする。 また、水防管理者は河川管理者の要請を待たずして、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づき河川に関する情報の提供等水防と河川管理の連携を強化する。 (2) 農業用排水路、工物等の監視 農業用排水路の管理者は、その施設を監視し、危険箇所の状況により消防機関へ支援を求める。 ※川北町地域防災計画（第4章-35）</p> <p>※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p>	<p>各種の災害に迅速かつ的確に対処するため、日頃から定期的な市内のハイドロールを実施するとともに、調査点検を実施して危険箇所を把握し、被害の軽減に努める。なお、ハイドロールに当たっては、特に次の現象に注意する。 1 局所的な浸水、浸漬又は亀裂 2 水田、用水路の急激な増水又は減水 3 井戸水の濁り又は枯渇 4 橋道及びびよちの陥没 5 石積み、擁壁等のほらみ、段差又は崩落 6 異臭や刺激を感じるなどの違和感</p> <p>地域防災計画(第2章第1節災害の予兆の早期発見)P15</p> <p>5 水防作業員等の確保 豪雨等に際して河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、その状況に応じて消防団に危険箇所の監視の準備を指示するなど、人員確保のための所要の措置を講ずる。人員不足を想定し、あらかじめ市内の土木建設業者等の協力要請を考慮した職員計画を定め、水防活動に必要な人員を確保する。また、河川付近等における危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保に配慮する。</p> <p>地域防災計画(第2章第2節水害予防)P16</p> <p>(1) 危険区域の監視 豪雨等に際して、河川及び用水流域の危険箇所を重点的に監視し、水門の操作を行い、状況により消防団員等を配置する。隣接市町と密接な連携を取り、その対応について十分協議する。 (2) 農業用排水路及び工物等の監視 農業用排水路及び工物等の監視農業用施設の管理者は、その施設を監視し、危険箇所の状況により消防機関へ支援を求める。 ※地域防災計画(第3章第2節水防活動)P15</p> <p>※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p>
準備体制	警戒体制	非常体制													
水防権を受け、その内容が変更できる。水防活動ができる。水防活動が可能な範囲で水防活動を行う。	所属人員の約半数が出動し、水防活動を行う。	所属人員が全員出動し完全な水防活動を行う。													
出動準備	出動														
はん屋注意水位を超え、なお上昇の恐れあり。各水防団は1割の人員をもって区域の巡回を行い、危険を予知したとき、第1次に準備出動に当たる。	はん屋注意水位を超え、なお上昇の恐れあり。各水防団は1割の人員をもって区域の巡回を行い、危険を予知したとき、第1次に準備出動し、第2次に全員出動（受援を要するものとする）。														
水防資機材の整備状況	<p>※地域防災計画には記載なし</p> <p>手取川水防事務組合では、国土交通省河川管理課、石川県河川課と連携をとりながら手取川の現状に即した方針に基づき水防活動を実施するため、平成28年の台風18号による水防倉庫設置状況を踏まえ、現在行っている手取川水防総合水防倉庫と国土交通省、県の水防倉庫との共同利用による水防資材運送の容易性を考慮した機動体制を先立って、手取川重要水防箇所の水防止室を強化していきたい。</p> <p>(1) 水防倉庫一覧表や(2) 水防資機材数量表をもとに、資材保管と資材運搬において道路利用の容易性を考慮した機動体制を先立って、手取川重要水防箇所の水防止室を強化していきたい。</p> <p>また、手取川重要水防箇所については、従来の木造し工や乾電池にブロック投入工を加えていくため、国土交通省の協力によりコンクリートブロックを確保し、昭和22年から国土交通省と建設業者との間で契約を交わっている災害時における金沢河川国道事務所河川管理施設の緊急的な災害対応策策定に際しては、協定の建設機械、資機材労力等の確保及び動員の協力体制と密接に連携して、ブロック工等の運用ができるよう機動力ある連絡体制を強化していきたい。</p> <p>※手取川水防事務組合が作成している水防計画P8</p> <p>水防倉庫、資機材について記載されている。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画P9～11</p>	<p>水防倉庫資機材一覧を小松市水防計画に記載している。</p> <p>※H28小松市水防計画より ※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p> <p>※小松市 防災(水害・土砂災害)初期対応マニュアルには、手取川に関しては記載されていない。</p>	<p>水防倉庫資機材一覧を能美市水防計画に記載している。</p> <p>※H28能美市水防計画より ※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p>	<p>第9節防災上必要な施設及び資機材等の整備による災害予防計画 2 防災倉庫倉庫、備蓄用資機材等の整備 災害時は、それぞれ活動の拠点となるよう貯及び消防機関の資機材等格納倉庫の整備を図るとともに、自主防災組織の資材等格納庫等の整備促進を図る。なお、災害応対策等には、常時点検整備して非常時に備えるものとする。 (1) 貯の防災備蓄倉庫及び消防機関の資機材等の格納庫 (2) 防災資機材等の整備 防災資機材等については、整備計画を定め、順次確保するものとする。 (3) 貯置製防火水槽の整備 貯は、耐震製防火水槽の設置について、町内倉等と協議し、計画的な整備を進めるものとする。 ※川北町地域防災計画（第4章-13）</p> <p>(3) 水防資機材の配備 水防資機材を確認し、作業上容易に利用できる場所に配備するものとする。 ※川北町地域防災計画（第4章-35）</p> <p>※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p>	<p>4 水防資機材の点検整備 防災倉庫内格納資機材の点検を定期的に行うとともに、豪雨に伴って河川の水位が上昇するおそれがあると判断したときは、出水状況に応じて水防作業のしやすい位置に資機材を配備する。また、使用後は、直ちに不足分を補充する。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画P16</p> <p>地域防災計画(第2章第2節水害予防)P16</p> <p>(1) 貯の防災備蓄倉庫、備蓄用資機材等の整備災害時に活動の拠点となるよう貯及び消防機関の資機材等格納庫の整備を図るとともに、自主防災組織の資材等格納庫等の整備促進を図る。なお、災害応対策等には、常時点検整備して非常時に備える。 (2) 市の防災備蓄倉庫及び消防機関の資機材等格納庫 (3) 貯置製防火水槽の整備 貯は、耐震製防火水槽の設置について、町内倉等と協議し、計画的な整備を進めるものとする。 (2) 防災資機材等の整備 防災資機材等については、整備計画を定め、順次確保する。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p> <p>地域防災計画(第2章第9節防災上必要な施設及び資機材等の整備による災害予防)P30</p> <p>2 豪雨時又は水防警報の発令時の活動体制 (3) 水防資機材の配備 水防資機材を確認し、作業上容易に利用できる場所に配備する。 ※川北町地域防災計画（第4章-35）</p> <p>水防法第21条の規定により、水防のための緊急の必要があるときは、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。 (1) 必要と土地の一時使用 (2) 土砂、草木、その他資材の使用 (3) 車、その他運搬具又は器具の使用</p> <p>※地域防災計画(第3章第2節水防活動)P105 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画は、白山市で示している内容と同じ。</p>										
市町村庁舎、災害拠点病院等の水害時における対応	<p>① 緊急避難時等の安全確認及び避難等病院等の医療機関が被災した場合、管理者は、あらかじめ定められた災害対応マニュアルに基づき、直ちに患者等の安全及び施設の被災状況を把握するとともに、患者等の不安解消に努める。患者等が被災したときは、応急救助を実施するとともに、必要に応じて消防本部へ救助を要請する。また、管理者は、施設の被災状況に応じて、適切な避難場所等への避難誘導を行う。 ② 被災患者等管理責任者は、患者等及び施設の被災状況、受け入れている患者・中傷患者数、ライフライン状況等の状況について、市、県等に報告し、必要な措置を要請する。この場合、石川県災害・緊急医療情報システムに参加している医療機関は、当該システムにより必要な情報の入力を行う。 ③ 医療機関の使用が不能になった場合の被害管理者は、医療機関の継続使用が不能となったときは、県及び市を通じて他の医療機関への緊急搬送要請を行う。市は、被災医療機関の管理者から緊急搬送の要請があったときは、他の医療機関等との調整を行い、傷病の程度、人工透析患者や人工呼吸器を使用している患者など個別患者の状況に応じ、搬送先の確保に努める。</p> <p>※地域防災計画—一般災害対策編—第3章第13節要配慮者の安全確保P165 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>	<p>地域防災計画・水防計画・防災(水害・土砂災害)初期対応マニュアルには記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p> <p>※小松市 防災(水害・土砂災害)初期対応マニュアルには、手取川に関しては記載されていない。</p>	<p>地域防災計画、水防計画、避難勧告等の判断・伝達マニュアルには記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画にも記載されていない。</p>	<p>※地域防災計画には記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>	<p>※地域防災計画には記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>										
③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項	<p>※地域防災計画には記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>	<p>10-5水門、樋門、堰堤及びため池等の操作等 (1) 水門、樋門、堰堤及びため池等の操作 水門、樋門、堰堤及びため池等管理者(操作責任者を含む)は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて閉扉等の開閉を行う。 (2) 水門、樋門、堰堤及びため池等の必要整備 水門、樋門、堰堤及びため池等管理者(操作責任者を含む)は、毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障のないように点検整備を行わなければならない。 10-6排水ポンプの運転調整 (1) 水防時における適切な運転調整 排水ポンプの運転調整は、雨量等気象に関する情報、排水先河川の水位変動、その他、河況状況等を的確に把握し、排水先河川の排水回水等を防止し、排水ポンプ停止後の運転調整を行うものとする。また、運転調整を行う基準、手順、体制及び指示系統を定めるとともに、運転調整の実施時に関係機関及び関係住民への周知方法を定めるものとする。 (2) 運転調整ルールの取組 運転調整のルールについては、あらかじめ関係機関及び住民に周知するものとする。 (3) 運転調整ルールの改善 排水先の河川状況から運転調整ルールの改善が必要な場合は、直ちに必要な措置をとるものとする。 ※小松市水防計画より ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。 ※小松市 防災(水害・土砂災害)初期対応マニュアルには、手取川に関しては記載されていない。</p>	<p>6-1水門等 水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。 津波警報が発令されたときは、安全確保のため直ちに操作を停止し、操作員の安全確保を最優先したうえで、各施設の操作責任者に基づき、的確な操作を行うものとする。 6-2操作の連絡 水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに下流域等の水防管理団体に伝達し連絡するものとする。 ※能美市水防計画より ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>	<p>※地域防災計画には記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>	<p>※地域防災計画には記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>										
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>※地域防災計画には記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>	<p>10-5水門、樋門、堰堤及びため池等の操作等 (1) 水門、樋門、堰堤及びため池等の操作 水門、樋門、堰堤及びため池等管理者(操作責任者を含む)は、気象等の状況の通知を受けた後は水位の変動を監視し、必要に応じて閉扉等の開閉を行う。 (2) 水門、樋門、堰堤及びため池等の必要整備 水門、樋門、堰堤及びため池等管理者(操作責任者を含む)は、毎年出水期に先立ち、門扉の操作等について支障のないように点検整備を行わなければならない。 10-6排水ポンプの運転調整 (1) 水防時における適切な運転調整 排水ポンプの運転調整は、雨量等気象に関する情報、排水先河川の水位変動、その他、河況状況等を的確に把握し、排水先河川の排水回水等を防止し、排水ポンプ停止後の運転調整を行うものとする。また、運転調整を行う基準、手順、体制及び指示系統を定めるとともに、運転調整の実施時に関係機関及び関係住民への周知方法を定めるものとする。 (2) 運転調整ルールの取組 運転調整のルールについては、あらかじめ関係機関及び住民に周知するものとする。 (3) 運転調整ルールの改善 排水先の河川状況から運転調整ルールの改善が必要な場合は、直ちに必要な措置をとるものとする。 ※小松市水防計画より ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。 ※小松市 防災(水害・土砂災害)初期対応マニュアルには、手取川に関しては記載されていない。</p>	<p>6-1水門等 水門等の管理者は、常に当該施設が充分その機能を発揮できるよう努めるとともに、水防時には、適正な操作を行い、水害の軽減、防止に努めるものとする。 津波警報が発令されたときは、安全確保のため直ちに操作を停止し、操作員の安全確保を最優先したうえで、各施設の操作責任者に基づき、的確な操作を行うものとする。 6-2操作の連絡 水門等の管理者は、各施設の操作規則等に基づき、放流等の情報を直ちに下流域等の水防管理団体に伝達し連絡するものとする。 ※能美市水防計画より ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>	<p>※地域防災計画には記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>	<p>※地域防災計画には記載なし。 ※手取川水防事務組合が作成している水防計画には記載されていない。</p>										

○【手取川】概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱 事項	課題の 対応	目標時期	実施する機関								地域住民
			北陸地整	石川県	金沢地方 気象台	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	
1. ハード対策の主な取組											
■洪水を河川内で安全に流す対策											
・河道掘削 ・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・河道管理 ・霞堤の維持・保全	U,V	引き続き実施	○								
・手取川ダム、大日川ダムの適切な施設管理		順次整備	○	○							
■危機管理型ハード対策											
・天端保護	W	H28年度から順次整備	○								
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備											
①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M,P,Q	H28年度から検討	○	○		○	○	○	○	○	
②円滑な避難活動や水防活動等に資する監視カメラや簡易水位計、侵食センサー等の整備	L,J	H28年度から順次整備	○				○				
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組											
■情報伝達、避難計画等に関する取組											
①氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供	G,H,I,J	順次整備	○	○	○	○	○	○	○	○	活用
②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の検討・検証等	C	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	
③想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)	D,E,F	H28年度から実施	○								活用
④関係機関と住民が協働しながら、外水・内水氾濫に対応した避難計画の検討	D,E,F,K	H28年度から順次実施	○			○	○	○	○	○	
⑤関係機関が連携した広域避難計画の検討	D,E	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	
⑥想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に対応する「立ち退き避難区域」等を検討し、ハザードマップに反映	D,E,F	H28年度から順次実施	○			○	○	○	○	○	活用
⑦水位予測の検討及び精度の向上	B,M	H28年度から検討	○	○							
⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J	H29年度			○						活用

○【手取川】概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱 事項	課題の 対応	目標時期	実施する機関								地域住民	
			北陸地整	石川県	金沢地方 気象台	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市		
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組												
■ 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組												
①自治会や地域住民が参加した洪水に対する水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	A	順次毎年実施	○	○		○	○	○	○	○	○	参加
②昭和9年洪水を伝承し、水防工法を学ぶ親子防災教室の実施	A	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加
③住民意識の変革に資する防災講演会・講座等を実施	A	引き続き実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加
④住民意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ(モデル地域)」の設置	D,F I	順次実施	○	○		○			○			活用
⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	順次実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	活用
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K	順次実施					○	○	○	○	○	参加
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組												
■ 水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組												
①外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施	N	引き続き毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	L,M N	引き続き毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P,Q	引き続き毎年実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	参加
④水防活動の担い手となる水防団、水防協力団体の募集・指定を促進 または地域事業者による水防支援体制の構築	O,Q	引き続き実施					○	○	○	○	○	参加
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	引き続き実施	○	○			○	○	○	○	○	
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	R	H28年度から検討	○									
■ 要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組												
①要配慮者利用施設による避難確保計画の作成に向けた支援を実施	K	引き続き実施	○	○			○	○	○	○	○	参加
②大規模工場等への浸水リスクの説明と水害対策等の啓発活動	I	H28年度から実施	○	○			○	○	○	○	○	活用

# ○【手取川】概ね5年で実施する取組

具体的な取組の柱 事項	課題の 対応	目標時期	実施する機関								地域住民
			北陸地整	石川県	金沢地方 気象台	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市	
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化											
■救援・救助活動の効率化に関する取組											
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E,S	H28年度から検討	○	○		○	○	○	○	○	
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施											
①大規模水害を想定した手取川排水計画(案)の検討を実施	S,T	H28年度から検討	○	○		○		○			
②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	T	引き続き毎年実施	○	○		○		○			
③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	T	順次実施	○	○		○		○			

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)			北陸地整		石川県		金沢地方気象台		白山市		能美市		小松市		川北町		野々市市				
項目	事項	内容	課題の 対応	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期		
1. ハード対策の主な取組																					
■洪水を河川内で安全に流す対策																					
		・河道掘削 ・侵食・洗掘対策 ・浸透対策 ・河道管理 ・露堤の維持・保全	UV	・洪水を安全に流す対策を推進する。 ・洪水を安全に流すため、適切な河道管理を推進する。 ・氾濫が発生した場合でも被害を軽減する露堤の維持・保全を行う。	引き続き実施																
		・手取川ダム、大日川ダムの適切な施設管理		・手取川ダムの適切な施設管理	順次実施	・大日川ダムの適切な施設管理	順次実施														
■危機管理型ハード対策																					
		・天端保護	W	・堤防天端の保護	H28年度から順次整備																
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																					
		①新技術を活用した水防資機材の検討及び配備	M.P.Q	・水防連絡会にて水防倉庫の備蓄材などの合同巡視を実施 ・新技術(水のう等)を活用した資機材等の配備	引き続き実施 ・H28年度から検討	・水防資機材の配備状況の確認・整備 ・新技術を活用した水防資機材等の配備を検討する。	引き続き実施 ・H28年度から検討			水防倉庫及び倉庫内資機材の点検 ・手取川水防事務所(事務局兼務) ・水防倉庫(美川堤、朝日前三番堤、道下堤、神田堤、伝兵衛島)	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検(能美市役所)	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時	水防倉庫及び倉庫内備品の点検	随時		
		②円滑な避難活動や水防活動等に資する監視カメラや簡易水位計、浸食センサー等の整備	L.J	・簡易水位計の設置 ・CCTVカメラの設置	H28年度から順次整備							冠水箇所等の監視カメラ設置 能美市内14箇所に河川等を監視するカメラを設置し、市民も閲覧できるようにホームページに掲載	設置済								
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組																					
■情報伝達、避難計画等に関する取組																					
		①氾濫特性を踏まえたリアルタイムの浸水情報提供	G.H.I.J	・川の防災情報システムの改良及びスマートフォンを活用した情報発信 ・防災情報を一元化し、共有・閲覧できるシステム(プラットフォーム)を構築 ・プッシュ型の洪水予報等の情報発信	順次実施	・石川県河川総合情報システムによる情報提供 ・スマートフォンの普及にあわせて見やすく操作が容易な画面の作成。GPS機能により所在地の地図を表示することで河川利用者が近くの水位、雨量情報を確認 ・メール登録することで、気象、雨量、水位情報が自動配信	引き続き実施	・気象情報・注意報を発表し、現象ごとに警戒期間、注意期間、ピーク時間帯、雨量などの予想最大値を周知 ・必要に応じて、自治体に情報伝達(ホットライン)を実施。今年度より指定河川対応の情報伝達(ホットライン)めやすを追加。 ・防災情報提供システムの「予報官コメント」により、警報、注意報の見込みをカラーコードでわかりやすく提供。今年度より危機的状況を伝えるカラーコード(紫)を追加。 ・短文形式の気象情報により、危機的状況を市町や住民に周知。今年度より、危機的状況が予想される段階でも発表するよう改善。	引き続き実施 平成28年度出水期より改善実施 平成28年度出水期より改善実施		①白山市メール(防災・防犯) ②防災行政無線のデジタル化 ③あさがおテレビデータ放送緊急情報 ④Facebookによる情報提供 ⑤Lアラート ⑥ドローンによる研究		①、③、④、⑤引き続き ②松任、美川、鶴米地域完了、山ろく地域H29予定 ⑥平成28年度から実施	①市民の災害対策及び情報伝達 ・防災行政無線のデジタル化及び個別受信機の全戸配布 ②冠水箇所等の監視カメラ設置 能美市内14箇所に河川等を監視するカメラを設置し、市民も閲覧できるようにホームページに掲載 ③地域防災計画概要版の全戸配布	①平成21年度から平成25年度 ②設置済 ③平成17年度に策定 ④平成28年度から実施	①市民の災害対策及び情報伝達 ①防災行政無線のデジタル化及び個別受信機の全戸配布 ②災害情報メール(市民向け)の発信 ③ケーブルテレビやコミュニティFM、ホームページによる災害情報提供 ④「わが家の防災ファイル」を作成し、全世帯に配布	①平成21年度から平成29年度 ②③④引き続き実施	①町民の災害対策及び情報伝達 ①防災行政無線 ②町ホームページ ③エリアメール ④ケーブルテレビ	引き続き実施	①FM放送局 ②防災行政無線 ③全国瞬時警報システム(J-ALERT) ④ホームページ ⑤メール配信(ほっとHOTメール、エリアメール等)	引き続き実施
		②避難勧告等の発令に着目した防災行動計画(タイムライン)の検討・検証等	C	・出水後におけるタイムラインの検証と改善 ・必要に応じて、水位情報等の提供など	順次実施	・市町が作成するタイムラインの整備及び検証と改善に参考となる雨量・水位情報等の提供など	順次実施	・北陸地整、県、市、町と共同し、整備・改善を支援	順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	手取川は整備済み、今後も河川管理者と連携を図り、改善を行う	平成27年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	・協議会の中で検討する避難計画等を踏まえ整備する	平成28年度から順次実施	防災行動計画(タイムライン)の整備	平成28年度から順次実施
		③想定最大規模も含めた破堤点別浸水想定区域図、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表(浸水ナビ等による公表)	D.E.F	・手取川洪水浸水想定区域図の策定・公表 ・家屋倒壊等氾濫想定区域図を作成し自治体へ提供 ・想定最大規模降雨の梯川氾濫シミュレーションの公表	H29年度から実施																
		④関係機関と住民が協働しながら、外水・内水氾濫に対応した避難計画の検討	D.E.F.K	・浸水想定区域の浸水深、浸水継続時間及び家屋倒壊危険区域の情報提供を行う。	H29年度から実施																
		⑤関係機関が連携した広域避難計画の検討	D.E	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	H28年度から順次実施	・作成に必要な情報の提供及び策定を支援	順次実施	・市町の避難判断マニュアルの改訂支援を主軸に避難計画策定を支援	引き続き実施	・浸水想定区域図等の公表後に広域避難の現実性について検討する	平成29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域避難の現実性について検討する	平成29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域避難の現実性について検討する	平成29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域避難の現実性について検討する	平成29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域避難の現実性について検討する	平成29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域避難の現実性について検討する	
		⑥想定される最大規模の降雨による浸水や家屋倒壊に対応する「立ち退き避難区域」等を検討し、ハザードマップに反映	D.E.F	・ハザードマップポータルサイトの周知と活用を促進	H28年度から実施																
		⑦水位予測の検討及び精度の向上	B.M	・現状予測期間(～3時間) ・更[に数時間(4～6時間程度)先も含め水位予測の精度向上の検討・システム改良を行う	H28年度から検討	・洪水予測に必要な情報提供を行う	H28年度から実施														
		⑧気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善	J																		
2. ソフト対策の主な取組 ①「安全な場所への確実な避難」に向けた、円滑かつ迅速な避難のための取組																					
■平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組																					
		①自治会や地域住民が参加した洪水に対する水害リスクの高い箇所の共同点検の実施	A	・重要水防箇所等の共同点検を実施	順次毎年実施	・重要水防箇所等の共同点検を実施	順次実施			・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施	・河川管理者と地域住民等で重要水防箇所等の共同点検を実施する。	順次毎年実施		
		②昭和9年洪水を伝承し、水防工法を学ぶ親子防災教室の実施	A	・市町の要請により、出前講座等を積極的にっていく。	引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	順次実施	・普及啓発教材の提供により学校での普及啓発を支援。	引き続き実施	・市内の学校から要請により出前講座等を行う。	随時	各小中学校及び高校から要請があった場合、出前講座を行う。	随時	小中学校での水害教育を実施。	引き続き実施	小学校での水防教室を実施している。	引き続き実施	・市内の学校から要請により出前講座等を行う。	随時		
		③住民意識の改革に資する防災講演会・講座等を実施	A	・市町の要請により、出前講座等を積極的にっていく。	引き続き実施	・市町の要請があった場合は、出前講座等を行っていく。	順次実施	・地域防災リーダーや市町職員研修などへの出前講座の実施。	引き続き実施	まちかど市民講座の開催 防災意識の啓発のため、町会、各種団体等を対象に市民講座を開催する。	平成25年度3会場 平成26年度3会場 平成27年度7会場	町会、各種団体から要請があった場合、出前講座を行う。	随時	自主防災訓練や防災研修会、出前講座等を利用し、水防災に関する説明会を実施	平成29年度以降実施	町会、各種団体から要請があった場合、出前講座を行う。	随時	町会、各種団体から要請があった場合、出前講座を行う。	随時		

【手取川】大規模水害に関する減災目標を達成するための各機関の取組(案) 2/2

減災のための取組項目(素案) (概ね5年間)		北陸地整	石川県	金沢地方気象台	白山市	能美市	小松市	川北町	野々市市							
④住民意識の喚起に資する「まるごとまちごとハザードマップ(モデル地域)」の設置	D,F,I	・市町が作成するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施 ・市町が整備するまるごとまちごとハザードマップへの情報提供	順次実施	・浸水想定区域図等の公表後、ハザードマップの見直しの際に検討する。	H29年度以降実施	・浸水想定区域図等の公表後、ハザードマップの見直しの際に検討する。	H29年度以降実施								
⑤効果的な「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施 ・水害防止啓発用チラシを作成している。県民へ広く周知していく。	引き続き実施	金沢河川国道事務所と連携し「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	H28年度から実施	「水防災意識社会」の再構築に役立つ広報や資料を作成・配布	北陸地整や石川県からの情報提供後に検討	北陸地整や石川県からの情報提供後に検討							
⑥住民の防災意識を高め、地域の防災力の向上を図るための自主防災組織の充実	K				①自主防災組織の育成 ・自主防災組織の組織率94.9% ・自主防災委員会の設立(5委員会) ・防災訓練の随時実施 ・防災士のフォローアップ ・研修会の実施 ②女性防災士の増員 ・市女性協議会への働きかけ ③家庭用防災用品への補助 市民の防災意識の向上を図るために、市民が購入した防災用品に対して、その経費の3分の1に相当する額(3,000円を上限)を補助する。	①平成28年4月1日現在 ②随時実施 ③平成28年度から実施 ④平成28年度から実施	・自主防災組織の結成率100%を目指し、町内会に働きかけるとともに積極的な育成に取り組む。 ・自主防災組織のリーダーとなる防災士の育成を図っていく。	・自主防災組織の結成率は100%であり、今後は防災訓練の実施率を向上させていく。 ・全校下に避難所運営協議会を設立(現在11校下設立済)、地域住民による避難所運営を目指す。 ・自主防災組織のリーダーとなる防災士やみん救援員の育成を図っていく。	・自主防災組織の育成支援を実施。	引き続き実施	・自主防災組織の結成率100%を目指し、町内会に働きかけるとともに積極的な育成に取り組んでいる。 ・平成28年4月1日現在の結成率は87%(54町内会中47町内会で結成済み)	引き続き実施				
2. ソフト対策の主な取組 ②洪水氾濫による被害の軽減及び避難時間の確保のための水防活動等の取組																
■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する取組																
①外水・内水氾濫に対応した水防団等への迅速な水防活動の連絡体制の確保や実働訓練の実施	N	・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、県・市・町と共同で情報伝達訓練を実施する。	引き続き毎年実施 ・情報伝達訓練の実施	引き続き毎年実施	・情報伝達訓練への支援	引き続き毎年実施	①水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。 ②随時実施 ③松任、美川、鶴来地域完了、山ろく地域H29予定 ④、⑤引き続き実施	①引き続き実施 ・各種警報が発令されたとき、迅速に対応できるよう配備体制表に準じて班単位でパロールを実施 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施	・「わが家の防災ファイル」を作成し、各家庭に配布。 ・「消防災害メール」の活用 ・河川管理者と市、消防本部、水防団の連絡体制を確認し、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	随時	・防災行政無線の整備 ・防災マップの全戸配布 ・防災表示板の設置(各地区) ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施	・平成26年度に防災行政無線を整備し、平成27年度より運用を開始。 ・災害発生時に、登録制である「ほっとHOTメールのいちい」や「コミュニティFMラジオ「えふえむ・エヌ・ワル」の緊急割り込み放送など、あらゆる情報伝達手段を使って市民への情報伝達に努める。 ・水防連絡会にて連絡体制の確認を行い、河川管理者が行う情報伝達訓練に参加する。	引き続き実施	
②自治体関係機関や水防団が参加した洪水に対するリスクの高い箇所の合同巡視の実施	LM,N	・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施 ・重要水防箇所等の合同巡視を実施	引き続き毎年実施	・出水期前に市町や水防団等と重要水防箇所の合同巡視への参加	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・「避難所運営協議会」の設立。 ・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と水防関係機関で重要水防箇所等の合同巡視を実施する。	引き続き毎年実施		
③毎年、関係機関が連携した水防実働訓練等を実施	P,Q	・水防管理団体が訓練への参加 ・水防工法講習会の支援等を行う。	引き続き毎年実施 ・水防管理団体が訓練への参加 ・水防訓練の実施	引き続き毎年実施	・関係機関等の要請により、訓練への支援	引き続き実施	・自主防災委員会等による防災訓練 ・水防管理団体が訓練への参加 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	・随時実施 ・引き続き毎年実施	・水防管理団体が訓練への参加 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き毎年実施 出水期前	・「防災訓練施設マニュアル」を作成し、自主防災組織委員会を開催している。 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	随時 出水期前	・防災訓練の結成に対する助成 ・自主防災に係る資機材の設備に対する助成 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き毎年実施 出水期前	・平成26年度より、全市民(全町内会)参加の総合防災訓練を実施し、行政主導ではなく、自主防災組織を中心として行う訓練内容にシフトしている。 ・毎年、出水期前に水防訓練を実施 ・毎年行っている水防訓練の内容を見直し、実働水防訓練を実施	引き続き毎年実施 出水期前
④水防活動の担い手となる水防団、水防協力団体の募集、指定を促進または地域事業者による水防支援体制の構築	O,Q				災害時協力事業所登録制度 ・36事業所(物資供給、建設業等) ・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	登録済 引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・防災士受譲に対する費用負担 ・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施	・水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進する。	引き続き毎年実施		
⑤国・県・自治体職員等を対象に、水防技術講習会を実施	P	・水防技術講習会に参加	引き続き実施 ・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防工法講習会に参加	引き続き実施	・水防工法講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施	・水防技術講習会に参加	引き続き実施		
⑥大規模災害時の復旧活動の拠点等配置計画の検討を実施	R	・復旧活動の拠点等配置計画を検討	H28年度から検討													
■要配慮者利用施設や大規模工場等の自衛水防の推進に関する取組																
①要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成に向けた支援を実施	K	・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	引き続き実施 ・要配慮者利用施設による避難確保計画等の作成を行う際の技術的な助言を行う	順次実施		引き続き実施 H29年度から実施	・福祉避難所開設に係る施設との協定締結(長寿介護課) ・避難行動要支援者名簿の作成・協定の締結(生活支援課) ・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施 H29年度から実施	・要配慮者施設における早い段階での災害情報の提供(防災行政無線) ・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	引き続き実施 H29年度から実施	・要配慮者施設における早い段階での災害情報の提供 ・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施	・浸水想定区域図等の公表後に要配慮者利用施設における計画策定の推進を行う。	H29年度から実施
②大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策などの啓発活動	I	・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	引き続き実施 ・大規模工場等への浸水リスクの説明や水害対策など技術的な助言を行う	順次実施	水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施	水害対策等の啓発活動を行う。	H29年度から実施
2. ソフト対策の主な取組 ③社会経済活動を取り戻すための排水活動及び施設運用の強化																
■救援・救助活動の効率化に関する取組																
①大規模災害時の救援・救助活動等支援のための拠点等配置計画の検討を実施	E,S	・広域支援拠点等の検討支援	H28年度から検討 ・広域支援拠点等の検討に対する助言を行う	順次実施	①土のう備蓄ボランティアへの協力 ・一般社団法人 白山・石川建設業協会主催 ・資材(土のう袋、ブルーシート、パレット)の準備 ②土のうの配備 ③各種資機材の整備 ④各種備蓄品の整備(アレルギー対策食品への更新を含む) ⑤浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討	①年1回(6月上旬) ②鶴来地域配備済、松任地域は今後予定 ③随時更新 ④随時更新	・5箇年計画による各種備蓄品の整備 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討	平成26年度から5箇年計画 H29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・指定避難場所への毛布の配置 ・公共施設への太陽光発電設備の設置 ・非常持ち出し袋の全戸配布 ・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討	・浸水想定区域図等の公表後に広域支援拠点等の配置等を検討	H29年度から検討		
■排水計画(案)の作成及び排水訓練の実施																
①大規模水害を想定した手取川排水計画(案)の検討を実施	S,T	・排水機場、樋門、排水路等の情報を踏まえ排水ポンプ車の適切な配置計画などを検討	H28年度から検討 ・手取川排水計画(案)の検討に協力	順次実施		H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	H29年度から検討	・排水施設等の情報を確認・共有し、排水ポンプの設置箇所の選定	H29年度から検討						
②排水ポンプ車の出動要請の連絡体制等を整備	T	・毎年、出水期前に県・市・町と連携して連絡体制の整備を行い、情報共有を図る。	引き続き毎年実施 ・連絡体制の確認	引き続き実施		引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施	・河川管理者と連携を図り、連絡体制の整備を行い毎年確認する。	引き続き毎年実施						
③関係機関が連携した排水実働訓練の実施	T	・実践的な操作訓練や排水計画に基づく排水訓練の検討及び実施 ・水防管理団体が訓練への参加	H28年度から実施 ・排水ポンプ車の実働訓練の参加	引き続き実施		H28年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H28年度から実施	・水防訓練と合同で実施を検討 ・河川管理者が行う定期的な操作訓練に参加	H28年度から実施						